

2014年6月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2014年6月2、3日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF会議の主な内容は、次の通り。

2014年6月 ASAF会議出席メンバー（2014年6月2日、3日 ロンドン IASB） (ASAFメンバー)

組織名	出席メンバー ¹
南アフリカ財務報告基準評議会 (PAFA)	Kim Bromfield
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores 他
英国財務報告評議会	Roger Marshall 他
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr
スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Kevin Stevenson 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄
中国会計基準委員会	Jianqiao Lu 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russell Golden 他
カナダ会計基準審議会	Linda Mezon 他

(IASB参加者)

Hans Hoogervorst 議長（ASAFの議長）、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ ASAF会議では、セッション毎に代理出席が認められているほか、ASAFメンバーがプレゼンテーションを行う場合、追加で担当者が出席することが認められている。

2014年6月ASAF会議の議題

議題	審議時間	参照ページ
概念フレームワーク		
収益と費用の報告及び測定基礎の選択	1時間	P. 3
事業モデル	1時間	P. 6
未履行契約	1時間	P. 9
開示に関する取組み	1.5時間	P. 11
持分法	0.5時間	P. 15
保険契約	1.5時間	P. 18
マクロヘッジ	1時間	P. 22
共通支配下の企業結合	1時間	P. 26

今後の日程(予定)

2014年：9月25、26日、12月4、5日

ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会において検討を行った。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 収益と費用の報告及び測定基礎の選択

3. 英国財務報告評議会（FRC）の Roger Marshall 氏から業績報告及び測定に関する議論に寄与することを目的として、ペーパー「収益及び費用の報告と測定基礎の選択」（以下「FRC ペーパー²」という。）が提出され、議論が行われた。
4. FRC ペーパーは、2013 年 12 月 ASAF 会議に ASBJ が提出したペーパー「純損益/OCI と測定」（以下「ASBJ ペーパー」という。）と 2014 年 3 月 ASAF 会議に FASB の Thomas J. Linsmeier 理事が提出したペーパー「財務業績計算書での表示の改訂モデル：測定に対して生じる可能性のある含意」（以下「FASB ペーパー」という³。）を受けて、FRC が作成したものである。
5. FRC ペーパーは、ASBJ ペーパーと FASB ペーパーの結論の多くに賛成するとしながら、その論拠に多少異なる観点からアプローチしている。具体的には、事業モデルと慎重性の考え方を使って議論を補強している。
6. 事業モデルについては、(1)付加価値モデルと(2)価格変動モデルの 2 つに分類して、それぞれの事業モデルに関する測定基礎の決定等について検討を行っている。また、慎重性については、利益と損失に関する認識の非対称性について検討を行っている。
7. 営業利益に関して、営業利益は収益といくつかの異なる種類の費用との差額であり、収益と費用を性質別ないしは機能別に区分して開示することは有用であるとする一方、ASBJ が指摘しているとおり経営者の能力の評価に関連があるため、異常又は非反復的な項目は、営業利益から除外すべきではなく区分して開示すべきであるとしている。また、営業利益を定義することが困難としても、営業利益の一般的な性質を記述するとともに、企業に具体的な算出方法の開示を要求することが考えられるとしている。
8. FRC ペーパーは、場合によっては、資産又は負債の再測定から生じる収益又は費用を表示することが、純損益計算書がその目的を果たす能力を損なうことになるとしており、その例として、キャッシュ・フロー・ヘッジや戦略的投資を挙げている。
9. リサイクリングに関して、FRC ペーパーは、望ましい累計ポジションを達成するためには当期の収益及び費用の計算書の忠実な表現を犠牲にすることは不適切と考えており、リサイクリングは純損益の目的適合性を高める場合にだけ使用すべきとしている。

² 本資料では、当該ペーパーを FRC ペーパーとよぶが、当該ペーパーは FRC の公式見解ではなく、Roger Marshall 氏及び Andrew Lennard 氏の個人的見解である。

³ 本資料では、当該ペーパーを FASB ペーパーとよぶが、当該ペーパーは FASB の公式見解ではなく、Thomas J. Linsmeier FASB 理事の個人的見解である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASAF 会議での議論の概要

10. FRC からの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 示唆に富む議論がされており、EFRAG 関係者から多くの支持を得ている。FRC ペーパーが認識の非対称性が慎重性と関連付けていることに同意しており、我々のエンドースメント手続において IFRS が慎重性を考慮しているか判断する際にそのような定義は有用である。
- (2) FRC ペーパーにおいて指摘されているように、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」においても資産と負債との認識規準が対称的ではないが、どの程度の非対称性が必要かについて明確にする必要があるのではないか
- (3) ASBJ ペーパー、FASB ペーパー及び FRC ペーパーのすべてにおいて、資本の概念が異なるように見える。また、下落した場合に減損を認識し、上昇した場合には利益を認識しないのは慎重性ではなく、測定しようとするか、測定しようとしないかという問題である。事業モデルを 2 分類にする方法については、大きな観点からは同意しうるが、例えば保険ビジネスはどちらに属するか等明確でない点もあり、分類に例外が多く出るようなら有用でない。この場合、個別の資産単位で判断した方が良いということになる。事業モデルが測定と関連するとは考えていない。
- (4) FASB ペーパーにおけるモデルは、事業モデルに相当するものを変える能力があることを前提としており、個々の資産及び負債ごとに適用される。その意味では FASB ペーパーにおけるモデルには、事業モデルについて語られる多く要素を含んでいるが、それは事業モデルそのものではない。なお、ASBJ ペーパー及び FRC ペーパーのいずれも純損益を維持すべきとしているが、純損益を定義できると思えない。
- (5) 営業利益の定義に関する示唆に同意する。

ASBJ の発言要旨

11. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) ASBJ ペーパーを注意深く検討したうえで、多くの点において我々の見解を参考して頂き感謝している。多くの点で考え方を共有しているが、以下の 2 点についてコメントしたい。
 - ① 我々は、リサイクリングは、すべての会計期間を累計した純損益の合計とキャッシュ・フローの合計が一致することを確保するために、システムとして必要であると考えている。このため、当期の純利益の表示にとって目的適合性がある場合

- にのみリサイクリングするという見解には同意しない。
- ② 事業モデルについて、どのレベル（例：セグメントごと、プロジェクトごと）で事業ビジネスを識別することを考えているか不明である。また、事業モデルに観察可能性や検証可能性を組み込んでいるか不明である。我々は測定基礎の決定において観察可能性や検証可能性は不可欠な要因でないと考えている。

その他

12. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 減損は原価モデルの欠点から来ているものであり、認識の非対称性からではないと考えている。慎重性の一要素を認識の非対称性としてしまうと、多くの問題が引き起こされる。

III. 概念フレームワーク（事業モデル）

13. 2013年7月にIASBより公表されたディスカッション・ペーパー「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」（以下「概念DP」という。）に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASBは概念フレームワークの見直しに向けた審議を続けている。
14. 今回のASAF会議では、IASBが公開草案化に向けた再審議の過程で審議を予定している事業モデルの位置づけについて議論がされた。
15. 事業モデルについては、概念DPにおいて、IASBが特定の基準を開発又は改訂する際に、「企業がどのように事業活動を行うのか」をIASBが考慮するならば、財務諸表の目的適合性を高めることができるとしている。
16. また、現行のIFRSにおいて、IFRS第9号「金融商品」で、事業モデルという用語が使用されており、事業モデルにより、金融資産の分類及び測定が異なると記載されていることに加えて、明示的ではないが、いくつかの基準において事業モデルの考え方を取り入れられていると言われている。
17. 但し、「事業モデル」という用語は、会計基準のみならず、一般的にも多義的に用語が用いられていることから、回答者の間においても何が事業モデルであるかに関して異なる見解を有しており、様々なコメントが寄せられた。
18. こうした様々なコメントに対して、概念フレームワークにおいて、事業モデルの概念は機能を有するか、どのように事業モデルの概念を記述し定義するか、異なる概念が概念フレームワークの異なる章に適用されるものか、及び上記で特定した概念はどういう名称(label)が用いられるべきか、等に関して議論が行われた。

ASAF会議での議論の概要

19. IASBスタッフからの説明に対し、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 事業モデルを検討することは非常に負荷のかかる作業であり、最終的に失敗に終わる可能性があると考える。
- (2) 事業モデルが会計基準の開発において一定の役割を果たすべきという点に同意する。但し、事業モデルに関して正確に定義することが有用かどうかという点については確信がなく、基準毎に決められるべきものかもしれないと考えている。
- (3) 事業モデルに関して、非常に様々な見解がある。事業モデルは、認識及び測定に関する議論ではなく、表示及び開示に関する議論で使用される概念であるという見解もある。

- (4) 「事業モデル」という用語が意味するレベルに関して、企業全体としてのレベルにおける事業活動を意味するのか、セグメント報告と整合的なレベルと考えるのか、またはプロジェクト単位のようなレベルを考えるか混乱が生じていると考える。また、事業モデルという概念を概念フレームワークに取り入れるとした場合、認識、測定等に影響を与える基本的な概念(fundamental concept)であるのか、また、他の質的特性とどのように関連するかに関しても検討すべきであろう。
- (5) 会計基準開発において重要な点は、事業モデルを概念フレームワークにおいて定義しようとするよりも、企業が何をしているかという企業の事業活動の経済的性質及び実態に焦点を当てるべきという点であると考える。

ASBJ の発言要旨

20. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 事業モデルの概念は、財務報告において一定の役割を果たすべきであると考える。特に、財務業績の観点から測定基礎を決定する上で（すなわち、測定、純損益と OCI の区分、及び会計単位に関する領域において）重要な役割を有すると考える。また、会計基準設定に関する全てのプロジェクトにおいて、事業モデルの概念又はこれと類似した概念が考慮されるべきであると考えるが、会計基準は具体的な事実関係を念頭において開発されるため、必ずしも全ての基準においてその概念を明示することは必要でないと考えている。
- (2) 具体的には、会計基準の開発にあたって、資産又は負債をインプットとして使用し、付加価値活動を通じて、将来の正味のキャッシュ・インフローを生成することが想定されるか、もしくは、専ら当該資産及び負債の価格変動を通じて、リターンを獲得することが想定されるかが考慮すべきであると考える。付加価値活動を通じて、将来の正味のキャッシュ・インフローを生成することが想定される場合、取得原価ベースの測定が適当である可能性が高いのに対して、資産及び負債の価格変動に着目する場合、資産及び負債を現在価値で再測定し、当該再測定差額を純損益で認識することが適当であろう。

その他

21. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 事業モデルが何であるかを検討するより、測定の章に焦点を当て、また、事業活動に着目して、どのように資産及び負債がキャッシュ・フローの生成に貢献する

かを検討するアプローチが望ましいと考えられる。用語についても、（事業モデルよりも）事業活動という用語がより望ましいかも知れない。

IV. 概念フレームワーク（未履行契約）

22. 2013年7月に公表された概念DPに対して寄せられたコメントを踏まえ、IASBは、概念フレームワークの見直しに向けた審議を続けている。
23. 今回のASAF会議では、IASBが公開草案化に向けた再審議の過程で審議を予定している未履行契約の位置づけについて議論がされた。IASBスタッフの暫定的結論は以下のとおりである。
- (1) 未履行契約に含まれる資産及び負債の性質：概念フレームワークは未履行契約に含まれる資産及び負債の性質を特定すべきである。
- ① 強制可能な未履行契約は、経済的資源を交換するための（あるいは、契約が純額決済される場合には、二つの経済的資源の価値の差を支払うか受け取るための）権利と義務を含む。結合された権利と義務は単一の資産又は負債を構成する。
- ② ある場合には、資源を購入する先渡契約の条件が、将来時点まで物理的所有や法的所有権を移転しないとしても、購入者にその資源の支配を与える。そのような場合、購入者は資産（既に支配している基礎となる資源）と負債（その資源に対して支払う義務）の双方を識別すべきである。この場合、契約は未履行ではない。販売者はすでにその義務を履行している。
- (2) 未履行契約の資産及び負債の測定：概念フレームワークは、未履行契約の資産又は負債の測定を扱うべきではない。代わりに、IASBは特定の基準の中に特定のタイプの未履行契約への要求事項を規定する際に、概念フレームワークにある一般的な測定概念を適用すべきである。
- (3) 暫定的結論が現行の基準へ与える影響：大部分のIFRSの要求事項は広い意味でIASBスタッフの暫定的結論と整合的であり、異なる場合には、その理由がある。IASBスタッフは根本的な不整合は識別していない。

ASAF会議での議論の概要

24. IASBスタッフからの説明に対し、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 未履行契約については、IASBスタッフの提案のように、資産と負債を含む1つの項目として捉えるべきと考える。
- (2) 未履行契約は、現行の会計基準では整合的に説明されておらず、重要な論点である。会計上の未履行契約には、双方完全未履行と双方比例部分未履行が含まれるが、法律上は、一方が非比例的に履行している状態も未履行契約とされており、異なっている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

このため、未履行契約という言葉を使うこと自体が、議論にあたり混乱をまねいているかもしれない。また、未履行契約が純額で決済できないのであれば、資産と負債を総額で認識すべきという議論が必要ではないか。

- (3) 未履行契約については、通常の測定概念を適用すべきである。また、アジェンダ・ペーパーの提案と、現行の会計基準の要求との間に不整合はないと考える。
- (4) 会計単位の議論との関係の整理（どのように分解又は集約するか）することが今後の議論のために有用ではないか。
- (5) リースについては、ある契約に含まれている義務がサービスと同様であるという見方もあり、リース開始時に未履行でなくなったと言い切れるのか疑問がある。

ASBJ の発言要旨

25. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 未履行契約の性質について、概念フレームワークにおいて明示する方向性を支持する。
- (2) 未履行契約の権利と義務を、結合された権利と義務から構成される単一の資産又は負債と捉えるのではなく、ある資源を受取る権利による資産と別の資源を移転する義務による負債が別個に存在するが、通常、純額で表示されると考える見解を支持する。但し、現時点では、未履行契約について資産と負債を別個に認識すべき具体的な状況を識別していない。

その他

26. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 未履行契約から単一の資産又は負債が生じるかという点については、異なる見解が示されたと理解した。
- (2) 全般的に、未履行契約について概念フレームワークで議論することについては同意が得られたと考えている。

V. 開示に関する取組み

27. 開示に関する取組みについて、次の項目について説明がされた上で、議論が行われた。
 - (1) IASB による開示に関する取組み
 - (2) ブラジルにおける注記の改善に向けた公開草案
 - (3) 欧州証券市場監督局（ESMA）による協議資料「代替的業績指標に関する ESMA ガイドライン」とこれに対する EFRAG からのコメント・レター
 - (4) FASB による表示及び開示プロジェクト
28. 上記のうち、欧州における代替的業績指標に関する取組み、及び FASB による表示及び開示プロジェクトに関する議論について概要を紹介する。

（欧州における取組み）

29. 2014 年 2 月 13 日に ESMA から協議資料「代替的業績指標に関する ESMA ガイドライン」が公表されている。本協議資料において、代替的業績指標とは、財政状態、包括利益、キャッシュ・フローに関連する、適用すべき財務報告フレームワークで定義された以外の、過去、現在、将来のすべての数値指標とされており、例えば、セグメント情報も当該定義に合致し得る。
30. 本協議資料では、発行者は、代替的業績指標について算定基礎を定義すること、意味のあるラベルを付すこと、年次報告書等の付録において使用した代替的業績指標を開示する旨を要求することを提案しているほか、財務諸表において最も目的適合的な金額と代替的業績指標との調整表を開示すること、適用すべき財務報告フレームワークに従った指標よりも目立たない形で表示されること、等が提案されている。
31. EFRAG は本協議資料に対するコメント・レターにおいて、代替的業績指標が明確に定義され、正しく表示される場合には利用者に有用な情報を提供するため提案を歓迎するとしている一方、代替的業績指標の定義が広すぎること等により、開示が冗長になり、相対的に情報価値が低くなる可能性について指摘している。

（米国における取組み）

32. FASB は、表示のプロジェクトについて、プロジェクトの範囲の選択肢を識別して評価するために、2014 年 1 月より FASB スタッフがリサーチに着手しており、2014 年 7 月中旬に審議が行われる予定である。改善する可能性のある分野として、「業績報告」、「基本財務諸表」、「基本財務諸表及びその他」の 3 つが FASB スタッフにより識別されており、具体的には次に示す項目が挙げられている。
 - (1) 営業利益の表示
 - (2) 非反復又は非経常的な項目
 - (3) 再測定の透明性

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 分解（狭義）
 - (5) 一体性（狭義）
 - (6) 資産及び負債の変動
 - (7) セグメント情報と基本財務諸表との連携
 - (8) 電子開示
33. また、開示プロジェクトでは、注記における開示の有効性を改善することが目的とされており、ボードの意思決定プロセスと企業の意思決定プロセスの2つの領域に分けて検討がされている。前者については、2014年3月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク：財務諸表の注記」（コメント期限：2014年7月）が公表された。
34. 後者については、財務諸表作成者による判断の行使を促進するとともに、特定の分野の開示要求を見直すことが予定されている。具体的には、年金、公正価値測定、法人税、期中報告の4つの分野がFASBスタッフにより識別されており、現行の開示要求において「これについて開示する（shall disclose the following）」や「最低限」とされている記載を「重要な場合は、開示する」に置き換えたり、幾つかの開示要求を削除するとともに、開示の有効性を向上させる観点から、必要だが開示されていない項目がないか否かについても検討されている。
35. 以上より、FASBが取り組んでいる表示及び開示のプロジェクトは、次の4つに大別できる。公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク：財務諸表の注記」については、コメントを募集しているので、インプットを期待している。
- (1) 注記情報に関する概念フレームワークの開発
 - (2) 現行の開示要求の見直し（年金、公正価値測定、法人税、期中報告）
 - (3) 概念フレームワークにおける表示の検討
 - (4) 財務諸表の表示プロジェクト

ASAF会議での議論の概要

36. EFRAG及びFASBからの説明に対し、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

（欧州における取組み）

- (1) IAS第1号「財務諸表の表示」を修正する過程でIASBが業績指標を定義すべきというASBJの提案は有用である。その際、フリー・キャッシュ・フローについても検討すべきである。また、作成者が追加的な情報をIFRSに準拠した財務諸表に含めることを

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

過度に制限すべきではない。

- (2) 代替的業績指標が、IFRS に準拠した情報を覆い隠してしまうことを懸念する。代替的業績指標の開示については、理解可能性と複雑性との間で相反する関係があり、IASB が方針書を公表すべきである。
 - (3) EFRAG のコメントに全面的に賛成する。各国の規制当局が様々な要求事項を定めており、この点についてグローバルな調和が取れていないため、IASB が前向きな取組みを行うべきである。
 - (4) オーストラリアでは、ASIC(豪州証券規制)が IFRS に準拠しない情報によって IFRS に準拠する情報価値を損なうようにすべきでないとする規制を定めている。また、IASB は規制当局ではないため、この問題に踏み込むことは困難ではないか。
 - (5) 中国では、規制当局による要求によって、損益計算書で特別損益の開示が要求されているが、明確に定義されていないため、作成者も監査人も好んでいない。また、会計基準で定められた業績指標が使用されなければ、会計基準が無用のものとなってしまう。このため、IASB は IOSCO 等と協力して、どのような指標を規制当局が要求しているか調査すべきと考える。
 - (6) IASB が代替的業績指標や非 GAAP 指標についてガイドラインを発出すべきである。また、AOSSG のメンバーの中では、韓国では 2012 年から営業利益の表示を原則として要求しており、営業利益の表示を要求することを強く支持する、(営業利益を定義しているのか、という Hans 議長からの質問に) 定義はしていないと認識している。
 - (7) 米国では、監査された財務諸表は GAAP に従って作成される必要があるが、それ以外の業績指標を開示する場合、GAAP 情報との調整を開示することが要求されている。非 GAAP 情報については、SEC や FASB が開示を禁止すべきとの見解もあるが、言論の自由の観点から難しい。業種毎に主要な業績指標が定められている場合、これに従うべきとされている。
- (米国における取組み)
- (8) 財務諸表利用者が要求している情報は、IFRS において一番弱い分野の情報である。このため、開示フレームワークをできるだけ早期に開発して頂きたい。
 - (9) 財務報告の目的とそれ以外についてギャップがあり、業績報告のあり方については未だに良く分からず。表示プロジェクトと開示プロジェクト、概念フレームワークは密接に関連した分野である。
- (10) ハイレベルな原則を定めた開示フレームワークを作成することが必要であり、IASB は

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

これに最優先で取り組むべきである。

ASBJ の発言要旨

37. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(欧州における取組み)

- (1) 我々は、ESMA が協議資料で示しているガイドライン案は、財務諸表利用者の判断をミスリードしない観点から重要な原則を示していると考えている。
- (2) しかし、我々は市場関係者と議論した際、IFRSにおいて定義されている業績指標が少ないことを踏まえると、会計基準で定義されていない業績指標のすべてを定義し、公表物の付録において開示させ、説明を開示すること等を要求することは、実務上、決まり文句の開示が増える等、意図せざる結果を生む可能性がある旨について指摘を受けた。特に、IFRS では、合計や小計の定義が少ないほか、業種毎に主要な業績指標が決められていないことから、当該リスクが高い旨が指摘されている。
- (3) こうしたことを踏まえ、IASB は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正する過程で、少なくとも、営業利益について小計として定義した上で、財務諸表に表示する旨を要求することを検討すべきと考える。

その他

38. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 財務諸表表示プロジェクトをもう一度行った場合、長い期間を要する上に、概念的にすべて解決できるとは思わない。すべてを解決できないとしても、部分的であれ、最終化させるべきと考えている。

VI. 持分法

39. 持分法のプロジェクトは、「アジェンダ協議 2011」へのフィードバックを受けてリサーチ・プロジェクトに追加された。その後、2014年5月のIASBのボード会議において、持分法に関するリサーチ・プロジェクトの範囲について議論が行われている。
40. 今回のASAF会議では、5月のIASB会議で提示されたアジェンダ・ペーパーを用いつつ、持分法に関するリサーチ・プロジェクトの範囲及び進め方について議論された。IASBスタッフからは、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用することが連結財務諸表及び個別財務諸表の双方で投資者の情報ニーズを満たすかどうかを検討するとともに、持分法に対する代替的な方法について次の代替的な方法を検討することが提案された。
- (1) 現行の持分法の簡素化—もし持分法を測定基礎として考えたならば適用可能となる代替的な方法である。
 - (2) 現行の持分法の維持—持分法の概念的な根拠を明らかにするため、持分法の役割を明確にする。これによって、現行の適用上の課題に対処することが可能となる。
 - (3) 公正価値—IFRS第9号では純損益又はOCI(資本増価を目的としない投資の保有)を通じて公正価値の使用が認められている。
 - (4) 原価—投資の性質に関する追加の開示を行う。

ASAF会議での議論の概要

41. 持分法についてリサーチ・プロジェクトを進めていくことについては、ASAFメンバーから概ね支持をする見解が示されたほか、リサーチ・プロジェクトの範囲や進め方について、主に次のような意見が示された。

- (1) 持分法に関しては、欧州では財務諸表利用者からは特段の不満は聞かれておらず、関連会社投資等についてすべてを公正価値測定するようなことが必要とは考えていない。但し、適用上の困難性について見解が聞かれており、「重要な影響力」の定義の明確化のほか、投資者のコアな事業に該当するかという意図によって会計処理を変えるべきか否か等について、対応を検討することは有用と考えている。
- (2) 持分法については、これまで既に様々な検討がされてきているが、現行の定めはそれ程的外れなものとなっていないと考えている。検討にあたっては、概念的根拠を明らかにするよう検討すべきである。
- (3) リサーチ・プロジェクトを進めるにあたって、持分法の適用上の懸念に対処するために持分法の簡素化を進めた上で、包括的なアプローチにより検討する2段階方式によることを勧める。米国では、持分法の代替として公正価値によって測定することや、

適用範囲をコアな活動を行っているかどうかによって決定すること等を検討したが、包括的なアプローチにより結論に達することは難しく、現在簡素化に注力している。

- (4) カナダでは、利用者は持分法に満足しており、変更を行うことを期待していないものの、適用上の問題が生じている。持分法が適用されるのは、関連会社、共同支配企業、個別財務諸表の3つの状況が考えられるが、これらの3つの状況に、同じ手続を用いて持分法を適用すべきなのか、それとも、3つの状況に応じた持分法の手続を理論的に根拠づけた上で適用していくのかを検討すべきである。
- (5) 持分法については、持分法の概念的根拠が不明確であることに起因する論点と適用上の問題から生じる論点の双方があるが、両者ともにリサーチの範囲に含めるべきと考える。関係者の多くは、一行連結を基礎とした持分法が提供する情報に満足しており、持分法の代替として公正価値測定が導入されることを懸念している。その他、短期的に解決可能な論点も幾つかある。
- (6) 持分法プロジェクトに関して、包括的なアプローチにより進めるかどうかに係らず、幅広い検討が必要であると考えている。適用上の問題は、概念的根拠の欠如に起因していると考えられるため、適用上の問題を解決するためには、少なくとも暫定的に、概念的基礎を明らかにした方が良いと考えている。

ASBJ の発言要旨

42. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、持分法のあり方について、IASB がリサーチ・プロジェクトを開始することを支持する。
- (2) 我々は、最近、財務諸表利用者及び財務諸表作成者に持分法の有用性と適用における問題について、アンケート調査を実施した。その結果、主に、次のようなメッセージが示された。
 - ① 連結財務諸表において持分法を適用することは、持分法投資損益の認識を通じて、財務業績を表示する上で一般的に有用であり、資本性金融投資について、関連会社を含めて一律公正価値で測定することは有用な財務情報の提供に資さないと考えられる。
 - ② 他方、持分法の適用範囲については改善すべき点があると考えられる。これは、関連会社が他の会社によって支配されている場合等、配当を他社によってコントロールされている場合や、将来的な売却を前提としているような場合等、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報の提供に資するとはいえない場合もあるため

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ある。

- ③ また、財務諸表作成者の多くから、適時に十分な情報を入手することが困難である場合があるほか、決算日の統一や会計方針の統一が困難である場合がある旨が指摘された。
- (3) このようなフィードバックを踏まえると、持分法の適用について指摘されている問題点を解決する方法は、持分法を廃止して、資本性金融商品のすべてを原価法や FV-PL による測定に変更するような方法でないと考えられる。但し、本件は、関係者が高い関心を示している分野であり、関係者の見解を聴取しつつ、慎重に検討を進めていくことが望まれる。

その他

43. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 持分法のプロジェクトは、一行連結か公正価値測定かなどの概念的基礎を明らかにすることをプロジェクトの範囲に含めるかどうか、また、代替的な方法の検討を含めて、慎重に進める必要があると考えている。一方で、多くの適用上の問題が生じており、IFRS 解釈指針委員会に対して適用上の問題（のれんに関する論点を含む）が寄せられている。但し、適用上の問題に対処するためにすぐに結論を出すのは適当ではないと考えられ、関連会社の範囲について数値基準が妥当かどうかなど、問題を特定することから開始している。
- (2) また、プロジェクトを進めるにあたっては、持分法を見直すことによって新たな問題が引き起こされることがないように検討を進める必要があると考えている。例えば、基準改訂のあり方によっては、関連当事者との取引において、取引が操作されるなどの問題が生じる可能性もあり、基準の改悪につながらないよう慎重に検討を進める必要がある。
- (3) さらに、市場関係者は、開示上の課題に対してより関心を示していることに留意する必要があると考えている。例えば、投資者と投資先に特別な関係がある場合に、これに関する開示は利用者には有用であると考えられる。
- (4) 最近、新興市場国グループの会議において、韓国の会計基準設定主体から持分法に関するリサーチの結果が報告されており、これも参考になるかもしれない。

VII.保険契約

44. IASB は、2013 年 6 月 20 日に改訂公開草案を公表し、194 通のコメント・レターが提出された。IASB は、現在、寄せられた意見を踏まえ、再審議を継続している。今回の会議では、2014 年 3 月から 5 月の IASB 会議における暫定決定事項（契約上のサービスマージン（CSM）の償却パターンは、時の経過及び有効件数に基づくことを含む）の概要が説明されたで、有配当契約（保険契約における保険契約者に対する支払が基礎となる項目のリターンによって変動する契約）について、スタッフの分析が説明された。
45. 改訂公開草案では、有配当契約について次のような提案がされており、IASB はこれに對して次のようなフィードバックを得ている。
- (1) 改訂公開草案では、有配当契約について、次の 2 つの処理が提案されていた。
- ① 一般原則に沿った処理：キャッシュ・フローを分割の上、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローに対して、割引率を更新する。
- ② 例外処理（ミラーリング・アプローチ）：キャッシュ・フローを分割の上、一定の要件のもと、保険負債の測定方法を基礎となる項目の測定方法に合わせる。
- (2) 改訂公開草案に対するフィードバックは、主に次の通りであった。
- ① 一般原則に沿った処理において、キャッシュ・フローを分割し、異なった割引率を適用することは、実務上、煩雑である。
- ② ミラーリング・アプローチは、対象範囲について不明確である。また、対象範囲が狭いために会計上のミスマッチが全て解決されない。さらに、キャッシュ・フローの分割が困難である。
- ③ 有配当契約に 2 つの処理を設ける必要はなく、一般原則について一定の修正を行った上で、これに沿った処理を適用すれば足りる。
46. 今回の ASAF 会議では、これらフィードバックを受け、改訂公開草案の一般原則を有配当契約に適用する代替案が示された。同代替案は、有配当契約が基礎となる項目のリターンによって変動するという特性を有する契約である点に注目して、有配当契約の履行キャッシュ・フロー（保険契約者への支払金額の現在価値）を次の通り測定することを要求するものである。
- (1) キャッシュ・フロー（保険契約者への支払額）に、基礎となる項目のリターンの保険契約者シェアから発生するキャッシュ・フローを含める。
- (2) 割引率に、基礎となる項目のリターンへの依存性を反映させる
47. 上記の結果、代替案によると、有配当契約の履行キャッシュ・フローは、基礎となる

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目のリターン（保険契約者シェア）を反映したものとなる。すなわち、基礎となる項目のリターン（保険契約者シェア）は、履行キャッシュ・フローにパス・スルーされることになる。一方、基礎となる項目のリターン（会社シェア）は最終的には会社の利益となるが、これを純損益で認識する処理と、CSMで認識する処理が比較検討されている。また、オプション・保証の価値の変動に関するても、複数の代替案が示された。

48. 以上を踏まえ、今回の ASAF 会議では、有配当契約について、次の 3 点について議論された。
 - (1) IASB は、有配当契約に対して別個のモデルを開発すべきか。別個のモデルを開発する場合、当該モデルについて基礎となる原則はどのようなものか。
 - (2) 基礎となる項目からのリターンのうち会社シェア相当は CSM で調整すべきか？
 - (3) オプションや保証に関して特別の取扱いを設けるべきか。その場合、オプションや保証の価値の変動についてどのように会計処理を行うべきと考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

49. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に、次のような意見が示された。

(CSM の償却パターン)

- (1) 暫定決定では、CSM は時の経過とともに償却することになっている。しかし、保険金の支払が契約当初又は契約末に集中して発生する契約においても、時の経過に従って償却するのには違和感がある。
- (2) 原則として時の経過に応じて償却する方法で良いが、反証可能なときは別のパターンを認めるべきである。
- (3) 保険が提供するサービスは、有配当契約も含めると、多種・多様である。基準では、原則を定めるとともに、償却パターンを決定する主な要因について例示し、詳細な企業の会計方針に委ねるべきである。

(質問 1：有配当契約に対して別個のモデルを開発すべきか)

- (4) ミラーリング・アプローチは複雑すぎるため、一つのモデルで良いのではないか。
- (5) カナダの関係者は、有配当契約の対象範囲に関してまだ合意に達していない。有配当契約は地域によって多種多様なので、モデルは原則だけを定め、具体的な商品への適用は実務に委ねる方が良いのではないか。
- (6) スタッフの分析に賛成する。ミラーリング・アプローチは特にキャッシュ・フローの

分割において複雑すぎる。

- (7) ミラーリングは、対象範囲が限定的であること、及び、保険契約負債の測定が現在価値ベースでなくなることから、反対する。我々が志向するのは、有配当契約も有配当契約以外の契約も一つのモデルで処理できることである。
- (8) 保険契約負債について、一つの原則で処理すべきと考える。

(質問2：基礎となる項目からのリターンのうち会社シェア相当はCSMで調整すべきか)

- (9) 会社シェア相当分をCSMで調整すべきである。問題となっている資産管理は、保険契約の認識において分離しないと判定したものであるから、それらは保険契約の測定に含まれ、CSMによる調整の対象とすべきである。
- (10) CSMで調整すべきである。これは黙示的なフィー（資産管理手数料）である。会社シェアは通常小さい。これが大きいのであれば、フィーと言えなくなるかもしれない。
- (11) CSMで調整すると、有配当契約と有配当契約以外とで処理が異なってしまう等の理由から、会社シェア相当をCSMで調整すべきでない。

(質問3：オプションや保証に関して特別の取扱いを設けるべきか)

- (12) オプションや保証について特別の要件は不要である。すなわち、キャッシュ・フローが変動するものについて、将来に係るものであればCSMで調整し、当期に関するものは純損益で認識すべきである。一方、割引率の変動の影響は、純損益又はOCIの選択とされる。

ASBJの発言要旨

50. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(質問1)

- (1) 有配当契約の性質は、国や地域によって大きく異なる。このため、ある国や地域における保険契約を念頭に置いた場合に適切と考えられる会計上の取扱いが、他の国や地域の保険契約を念頭に置いた場合、必ずしも適切でない場合がありうる。例えば、我が国の有配当契約では、通常、保険会社が比較的大きな裁量権を有している。
- (2) 今回のアジェンダ・ペーパーで検討されている有配当契約は、保険会社が有する裁量権が限定的な投資型の商品を想定しているように見受けられる。今回の論点の重要性に鑑みると、各国における有配当契約の多様性を踏まえて、保険契約に係る経済的実態を忠実に表現ができるよう、基準の最終化に向けた検討を進めて頂きたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) なお、所謂ミラーリング・アプローチについては、限定的ではあるが、パス・スルーモデルの有配当契約の経済的実態を忠実に表現できると考えている。このため、会計モデルが複数になることにより保険契約の会計上の取扱い全般が複雑になるという指摘はあるものの、当該アプローチについて維持することも考えられる。

その他

51. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) CSM の償却パターン：CSM は待機債務を表象するものであり、原則として時の経過に従って償却するのが相応しいと考える。改訂公開草案ではガイダンスを示していないなかつたが、関係者から多様な解釈が示されたため、ガイドラインを示す必要があると考えた。
- (2) 質問 1：多くのメンバーは、保険契約は（有配当契約も有配当契約以外の契約も）一つのモデルで処理すべきという見解であると認識した。
- (3) 質問 2：会社シェア相当は、企業が契約者から受け取った保険料を投資して、その投資から得た収益なので、有配当契約以外の契約と同様に、企業の収益とすべきではないか。ただ、会社シェアが僅少な場合等では、黙示的なフィーと考えることに共感を示す理事もいる。
- (4) IASB は、再審議を 2014 年中に完了した上で、2015 年に最終基準を公表することを予定している。

VIII. マクロヘッジ

52. IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「マクロヘッジ DP」という。）を公表した。
53. マクロヘッジ DPにおいては、銀行を主に念頭に記述されているが、銀行ではリスクをオープン・ポートフォリオ、すなわち、その中のエクスポージャーの追加や除去によって時とともに変化するポートフォリオに基づいて管理されていることが多い。この場合、リスク管理プロセスは動的に実施され、オープン・ポートフォリオから生じる純額リスク・ポジションの頻繁なモニタリングとこれに対応したリスク活動の見直しが行われる。
54. マクロヘッジ DP では、こうした動的リスク管理活動を企業の財務諸表に反映する新たなアプローチとしてリスク別のポートフォリオ再評価アプローチ（以下「PRA」という。）と呼ばれる手法を提案している。このアプローチにより、企業の動的リスク管理活動を財務諸表において忠実に表現するとともに、具体的なヘッジ手段を具体的なヘッジ対象と関連付けるという現行のヘッジ会計の要求から生じる実務上の複雑さを低減することを目指している。
55. 具体的には、PRA を適用する際、動的リスク管理が行われているオープン・ポートフォリオ（管理対象ポートフォリオ）の中のエクspoージャーを、管理対象リスクに関して再評価することが提案されており、当該再評価差額は、それらのリスクを管理するために使用されているリスク管理金融商品（マクロヘッジ DP では、デリバティブ金融商品が想定されている）の公正価値測定の再測定額を相殺することになる。
56. ASAF 会議では、マクロヘッジ DP の公表を踏まえて、PRA の鍵となる以下の領域について、メンバーの見解を求められた。
 - (1) 動的リスク管理についての会計処理アプローチの必要性
 - (2) 行動予測の考慮、コア要求払預金
 - (3) エクspoージャーの再評価
 - (4) 移転価格取引
 - (5) 適用範囲
 - (6) 他のリスクへの PRA の適用
 - (7) OCI を通じての PRA

ASAF 会議での議論の概要

57. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (1) 我々が関係者から得た最初の反応は、理解が困難ということであった。というのも、マクロヘッジ DP は金融機関の目線で書かれているからであった。カナダにおいては、保険契約やコモディティを扱う企業による適用が考えられ、そうした企業がさらなる検討を望む可能性がある。規模の大きい洗練された金融機関において、現行のヘッジ会計の複雑性に上手に対応しており、オープン・ポートフォリオに対して、頻繁な指定解除と再指定をシステムに組み込んで対応している。このため、マクロヘッジ DP のように新たな手法を検討することがよいかは疑問である。
- (2) 動的リスク管理をよりよく定義する必要がある。特定のリスクに関連するポートフォリオがあるだけでは、動的リスク管理プロセスが存在していることにはならない。リスク管理プロセスがあるということを特徴付けられなければ、企業はご都合主義的に行動する可能性がある。
- (3) リスク管理と会計とは別のものであるという見解が示されており、マクロヘッジ DP で示されているモデルについて特に強い関心が示されているとはいえない。
- (4) マクロヘッジのための特別の会計アプローチのニーズがあり、マクロヘッジ DP を支持する。コモディティを扱う企業はマクロヘッジと類似の戦略を有しているようである。マクロヘッジ DP の記述は銀行を基礎としているが、コモディティを扱う企業が原則をどのように適用するかに関して、IASB が今後、さらなるガイダンスを提供することを望む。
- (5) マクロヘッジ DP では、動的リスク管理の処理を提案しているが、動的、非動的で分けることが正しいのかどうか疑問である。というのも、企業は、動的でなくともリスク管理を実施しているからであり、なぜ動的シナリオが区別されるのかが明確でない。
- (6) IASB が、新たな考え方を提示したことを称賛する。現行の IAS 第 39 号には、実務上の困難があり、実際の事象をよりよく描写していないため、現行通りでよいとの考え方には反対である。しかし、マクロヘッジ DP は必要以上に適用範囲を広くしている懸念があるほか、直面しているリスクを正確に描写するには、公正価値評価よりも注記その他の手段による方がよいと考えられ、提案されるモデルには同意しない。
- (7) マクロヘッジ会計の問題は、行動予測や預金期間などに対する制約から生じている。マクロヘッジ DP は、こうした制約を取り払って結論に至ろうとしている点で評価できる。しかし、リスクを公正価値で表すことはよりよくリスクを描写することにならない。人々がプロジェクトに期待しているのは制約を除いた通常のヘッジ会計の代替

案である。

- (8) オープン・ポートフォリオのための特定の会計アプローチが必要か否かについて見解を述べることは難しい。というのも、米国では、その前に現行基準における複雑性を軽減したヘッジモデルを必要とされているからである。また、マクロヘッジ DP の提案は経営者の意図にかなり依拠しており、監査可能性の観点から困難と考えられるため、監査の専門家と緊密に作業することが必要であろう。

ASBJ の発言要旨

58. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) マクロヘッジ DP では、次の 2 つの目的を掲げている。
- ① 動的リスク管理の忠実な表現
 - ② オープン・ポートフォリオに対するヘッジ会計の実務上の複雑性の低減
- (2) 上記の目的は根本的に相反すると考えられ、いずれの目的を優先するかで、各質問への回答は異なる可能性が高い。このため、いずれの目的を優先するのかについて、IASB が明確にすることが極めて重要であると考える。例えば、①の目的を強調する場合、金利リスクを有するすべてのポートフォリオに PRA を要求すべきという結論になる可能性が高いであろうし、②の目的を強調する場合には、対象とするポートフォリオを限定して、企業に適用の選択を許容すべきという結論になる可能性が高いであろう。
- (3) 仮に動的リスク管理を忠実には表現するように PRA を適用する場合には、キャッシュ・フローは行動予測（コア要求払預金の残高に関する予測を含む）を基礎とすることが適切と考える。しかし、行動予測を考慮すると見積りの不確実性が著しくなり、客觀性が欠如する懸念がある。このため、動的リスク管理の忠実な表現によって得られ得る財務情報の目的適合性の向上の程度が、PRA の適用から生じる懸念を上回るものかについて十分な検討を行う必要がある。
- (4) PRA の適用に OCI を利用することが適切かは、2 つの目的のいずれを強調するかに依存すると考える。動的リスク管理の忠実な表現が優先される場合には、OCI の利用を検討する価値はあると考える。これは、PRA により認識される利得・損失が未実現損益の性格を有するものであることを踏まえると、再評価差額を純損益に認識することは財務業績の報告の観点から、目的適合性のある情報を提供することになるか疑問であるためである。一方で、複雑性の低減を優先する場合には、現行のヘッジ会計の拡張と捉えられるべきであり、OCI の利用は不要でと考えることになるだろう。

その他

59. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(1) 2つの見解が示されたことに感謝する。1つの見解は、ポートフォリオ全体を見るものである。IASB は、新たなモデルを検討する際に、銀行が動的に管理しているものを捕捉しようとした。しかし、これが唯一の方法ではない。ヘッジしている部分のみに PRA を適用することがもう 1 つの見解である。これは、現行のヘッジのモデルに近く、修正や削除をしたものである。ただし、この 2 つ目の見解は、状況の変更に合わせた指定、指定解除の問題が生じる。このため、両方の見解を検討しなければならない。

IX. 共通支配下の企業結合

60. IASB は、「アジェンダ協議 2011」で受け取ったフィードバックを踏まえて、共通支配下の企業結合を優先順位の高いリサーチ・プロジェクトとすることを決定している。
61. 今回の ASAF 会議では、共通支配下の企業結合のリサーチ・プロジェクト（以下「リサーチ・プロジェクト」という。）の範囲をどのように決定すべきかについて議論され、特に次の共通支配下の企業結合以外の取引をリサーチ・プロジェクトの範囲に含めるかどうかが論点となった。
- (1) 企業結合ではないグループ・リストラクチャリング
 - (2) 企業結合以外の共通支配下の取引（例えは物の売買）と幅広い移転価格の問題
 - (3) 新たな会計基礎 (new basis of accounting)
62. 上記のうち(1)の検討にあたって、次の 3 つの例示が挙げられた上で、リサーチ・プロジェクトの範囲が検討された。

項目	内容	共通支配下の企業結合か否か
例示 1- グループ・リストラクチャリング	中間親会社 (IP) が新しい企業 (IP の子会社、S1) を設立し、既存子会社の事業の一部を、新しい企業 (S1) にスピンオフする。	結合した企業又は事業がなく、共通支配下の企業結合ではない。
例示 2- 共通支配下の企業結合	中間親会社 (IP) が、既存子会社の事業の一部を、同一の最上位の親会社 (P) に支配されている中間親会社 (A) が設立した新しい企業 (A の子会社、S1) に、スピンオフする。	企業結合の前後で最上位の親会社 (P) により支配された結合企業又は事業が存在する (A と S1) ため、共通支配下の企業結合である。
例示 3- 一般株主へのスピンオフ	中間親会社が既存子会社の事業の一部を、一般株主により保有されている新しい企業 (S1) にスピンオフする。	分離した事業が同一の当事者により支配されていないため、共通支配下の企業結合ではない。

63. 仮に、IASB がリサーチ・プロジェクトの範囲を共通支配下の企業結合やスピンオフに限定した場合、主に次の点が重要な論点となると考えられる。
- (1) 取得企業の観点からこれらの取引をどのように会計処理するのか（例えば、取得企業の財務諸表（連結又は個別、その両方）上、取得法又は簿価引継あるいはその他の会計処理のいずれが適用されるか）。
 - (2) 被取得企業の観点から会計処理を検討することが必要か（例えば、取引の結果、取得された企業の財務諸表上、資産及び負債を現在価値に再測定すべきなのか（狭財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

義のニュー・ベース会計⁴（例えば、プッシュ・ダウン会計）)。

- (3) 企業結合ではないグループ・リストラクチャリング（例示 1 が該当）に関しては、論点として中間親会社の財務諸表において、分離した事業を現在価値で再測定することの妥当性など。
64. 上記の他、企業結合以外の共通支配下の取引と幅広い移転価格の問題に関しては、主に、公正価値と移転価格に差異がある場合に、公正価値により移転した資産やサービスを認識することが適切かどうか、適切であった場合にどのように会計処理すべきかが論点として挙げられている。また、共通支配下の取引以外に関連当事者の取引にも同様の会計処理を適用すべきかなどが論点として挙げられている。

ASAF 会議での議論の概要

65. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 米国会計基準では、共通支配下の企業結合に関する定めがあり、企業結合以外の共通支配下の取引にも類推適用されている。利用者は、同じ当事者により支配されている企業間の取引については、グループ内再編として、帳簿価額を基礎として会計処理を行うことを選好している。共通支配下の企業結合では、経済的実質がないため、授受された現金と帳簿価額の差は資本として取り扱われる。なお、ニュー・ベース会計と共通支配下の企業結合とは異なる取引であり、両者を別のプロジェクトとすることを勧める。
- (2) EFRAG は、過去に OIC と共同で共通支配下の企業結合に関するディスカッション・ペーパーを公表し、過去に定義等を含めて幅広い範囲の検討を行ったが、意図せざる変更が生じること等を考慮してプロジェクトを中止した。EFRAG の過去の経験を踏まえると、共通支配下の企業結合を検討するにあたっては、プロジェクトの範囲が重要であり、1 年半から 2 年で完結させるのであれば、その範囲を、連結財務諸表に限り、また、共通支配下の企業結合の取得企業の会計処理に限定すべきと考える。また、共通支配下の企業結合で問題になるのは第三者が関連する取引である。
- (3) オーストラリアでは長年、報告企業の定義を遵守してきている。報告企業の定義の下では、共通支配下の企業結合であっても共通支配下の企業結合ではなくても、すべての考え方と同じであり、取得会計以外の理論的根拠を見出すのは困難であると考える。

⁴ アジェンダ・ペーパーにおいては、「ニュー・ベース会計（new basis of accounting）」の定義を明らかにしていないものの、狭義で使用していると記載されており、同一の報告企業において資産と負債を新たな会計基礎により会計処理することを示すものとされている。

- (4) 企業結合以外の共通支配下の取引は測定の問題であり、共通支配下の企業結合と企業結合以外の共通支配下の取引との整合性を求めるために、プロジェクトの範囲を拡大すべきではない。また、実務にばらつきが生じていないと考えられるため、スピンオフの会計処理に問題があると考えていない。なお、個別財務諸表の会計処理を基に連結財務諸表の会計処理を決定すべきであることを踏まえれば、リサーチ・プロジェクトの範囲に個別財務諸表を含めるべきであると考える。
- (5) プロジェクトを限定的な範囲で進めることを支持する。まず、取得企業の観点からの共通支配下の企業結合に限定すべきであると考える。次に、個別財務諸表上の会計処理を基に連結財務諸表の会計処理が決定されることを踏まえれば、個別財務諸表もプロジェクトの範囲に含むべきであると考えている。企業結合以外の共通支配下の取引については、資本取引と会計処理すべきかどうかに関わるため、概念レベルの広いプロジェクトで取り扱うことが適当であると考えられる。
- (6) カナダでは、このトピックに関しては、20年以上の経験がある。カナダでは、共通支配下の取引を当初狭い範囲のプロジェクトとして開始したが、関連当事者間の取引について測定に関する問題が生じ、基準が機能するためには、より幅広い範囲とする必要性が生じた。この経験を踏まえれば、リサーチ・プロジェクトを狭い範囲からスタートして、幅広い範囲に広げる必要性が生じることが予想されるため、まずは幅広い範囲からスタートして必要に応じて範囲を限定していく方が良いと考える。
- (7) 取得企業の個別財務諸表をプロジェクトの範囲に含めるべきであると考えられる。
- (8) 我々の地域グループでは、個別財務諸表の開示も求められている国もあり、個別財務諸表をリサーチ・プロジェクトの範囲に含めるべきであると考える。
- (9) スピンオフでは、譲渡者も譲受者と同様に、資本取引としての会計処理が求められるのかどうかが論点となるため、譲渡者の少なくとも連結財務諸表の会計処理はリサーチ・プロジェクトの範囲に含めるべきである。

ASBJ の発言要旨

66. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、共通支配下における企業結合の会計処理について、IASB がリサーチ・プロジェクトを開始することを支持する。
- (2) 我々は、プロジェクトを進めるにあたって、次の理由により、IASB が共通支配下の企業結合と事業分離に関する事項に対処することを提案する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ① これまで、市場関係者からは、共通支配下の企業結合に関する会計処理が明示的に示されていない点について比較的強い懸念が示されてきており、市場関係者の要望に応えるためには、IASBはこの問題に対処する必要があること。
- ② 企業結合においては、取得企業と被取得企業が存在し、取得企業と被取得企業の会計処理の整合性を保つためには、事業分離の会計基準に対処する必要があること。
- ③ 我々が受けているフィードバックを踏まえると、プッシュダウン会計を検討する必要はないと考えられること。

その他

67. 本件について、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 今回のASAF会議の意見をまとめると、過半数のメンバーは、リサーチ・プロジェクトの範囲を狭い範囲に限定すべきであるという意見であり、より幅広い移転価格の問題に範囲を広げるべきではないという見解であると理解している。

以上